

技術・家庭科の男女差別に反対しよう(1)

佐々木 享

はじめに

今回の中学校学習指導要領の改訂によっても、技術・家庭科の内容を「男子向き」「女子向き」に分けるという規定は変わらない。義務教育の課程における教科の教育内容を性の違いによって差別するという思想に反対し、この差別の根源を明らかにし、差別をなくすたかいをすすめることは、民主教育を守り前進させることをねがうものにとって重要な意義をもっている。

ところで私は、従来から一貫して技術・家庭科に男女差別をもち込むことに反対し、技術・家庭科が現実の社会にぬきがたく存在し支配階級によって温存をはかられている男女差別を助長する方向に手をかすことに反対してきた。そのためには技術・家庭科における男女共学の実現をめざす活動を強めなければならないと繰り返し公言してきた。このことは、私の書いたものをみていただければわかることなのであるが¹⁾、最近、ごく一部の人のあいだに、技術・家庭科において男女共学を強化することに私が反対しているかのような誤解が、生れていることを知る機会があった。その誤解が生れるもとは、1968年夏の産教連の大会の席上での私の発言、および私の発言をふくむその討議の報告にあることを知った。そこにはつぎのようにかかれていたのである²⁾。少し長いが関連部分を引用しておこう。

夜の懇談会ではおもに男女共学について話しあわれた。——中略——

男子の内容について充分ふかめ、捨てるべきもの整理統合すべきものを考え、女子についても同様な手続きを経て、共通共学ができる。

しかし、女教師からは、男教師は技術の共学には関心を示すが、布加工や食物などには関心を示さないという苦情。女子教師の職場を圧迫するのではないかと

いう不安を与えているようである。この問題の解決はともに、教師も男女共学(技術も家庭的的内容についても学ぶ)で共通理解の場がもたれる必要があると実践者の声があった。が一方には、技術の教育の内容をきわめることなしに安易な共学は、拙速的で好ましくないとする意見のべられた。また、男女共学にしななければならない理由(論理)を不明確なままで、具体的な方策ばかりを論じていたのでは実り豊かでないという指摘がなされ、諸外国でも男女共学というところは知らないという批判が佐々木氏(専修大)からなされた。

これに対して、外国がどうこうというより、ここでは日本の教育を論じているのであって、社会主義国の朝鮮で女子に民族衣装を取りあげているのは、技術教育ということではなく、民族教育の自由の保証という面でもとらえるべきであろうという意見が(向山・池上)だされた。しかし、なぜ、男女別学がいけないかについて、明確にする必要は確認された。一後略一

上記の引用のうち、どうやら下線部分全部が私の発言とうけとられているらしい。下線の部分が私の発言であると理解される限りは、誤解が生れるのも当然の帰結だったのである。しかし、ここで、あのかき私がどういう発言をしたのかなどということを書くのはやめたい。私とても記憶をたよりにして書くよりしかたがないし、私の発言に不十分な点もあったのであろうから、水かけ論はやめたいのである。しかし、私も技術教育の研究者の一人であり、まじめに私の意見に耳を傾けて下さる人もいるのだから、私が技術・家庭科の男女差別に断固として反対していることを明らかにすることは必要だと考えてこの文章を書くことにした。なお、いわゆる技術・家庭科の男女共学問題については、岡邦雄氏の発言³⁾とそれに対する原正敏氏による反論⁴⁾があり、これに対して向

山玉雄氏による反批判⁵⁾が行なわれている。この3人のあいだでの論点——3人とも原則的には男女別学には反対しているのだから、コップのなかの嵐の感がないでもないのだが——には重要な理論問題の端緒もふくまれているので、この点についても必要の限り言及してみたい。

I

1958年の教育課程改訂によって誕生した技術・家庭科は、その内容が「男子向き」と「女子向き」とに画然と区別されているという点で、小中学校の全教科のなかで特殊な問題をふくんでいた。戦後の義務教育の課程には、それまで、男生徒だけのための教科とか女生徒のためだけの教科は存在しなかった。技術・家庭科の主要な前身は職業・家庭科であったが、この職業・家庭科の場合も「職業」は男子向き「家庭」は女子向きと分けられていたのではなく一つの教科の内容がいくつかの部分に分けられており、そのうち必修とされた部分は男女生徒が共通に学ぶべきものとされ、選択の部分については学校ごとに、男子だけが学ぶ部分と女子だけが学ぶ部分とに分けられるようになっていた。男女共通部分（全部を共通としてもよかった）と男子・女子に分かれて学ぶ部分に分けることができた（どの部分に分けるかは学校によってちがっていた）という点は、性格はやや異なるがわたちのうえでは保健体育の授業に似ていたわけである。（「職業・家庭」科の時代にも教科は一つであってもこの一つの教科を担当する教員は「職業」又は「家庭」のいずれか一つの免許状をもっているのがふつうであった。「保健体育」の場合は他の諸教科と同様に、教科の名称と免許状の教科とは一致している。）

技術・家庭科では、事情は全く違ってしまった。学習指導要領によると、一つの教科でありながら、男女に共通なのは教科の「目標」だけであり、1年生から3年生までの全内容は「男子向き」と「女子向き」とに明確に区分されそれぞれ別のものが示されたからである。このため、中学校ではほかのすべての教科は男女一緒に授業をうけているのに（体育の授業の一部一ばあいによっては全部一が男女別になるのは、学習指導要領に強制されているからではなく、のちにのべるように、それなりの合理的理由があって、学校がそうしているからである）、「技術・家庭」の時間になると男女は分かれて男子は技術科教室へ女子は家庭科教室へと行き、男子は「男子向き」の授業を女子は「女子向き」の授業を受けるのが常態となってしまった。教科書も「男子向き」と「女子向き」とは全く別のものになってしまい、教科書の採択制度が学校ごとでなく、広域統一採択となりさらに教

科書無償となってからは男生徒に「女子向き」の教科書を買わせたり女生徒に「男子向き」の教科書を買わせる余地はなくなってしまった。ここ1、2年のように高校入試科目が3教科ないし5教科にしばられ、「技術・家庭」が入試科目からはずされてしまうまでは、高校入試にさいしても、「技術・家庭」の問題用紙は「男子向き」のものが男生徒に配布され、「女子向き」の問題が女生徒に配布されていた——女生徒が「男子向き」の問題で受験したりその逆だったりする余地があったという話を私は聞いたことがなかった。男生徒に「男子向き」の内容の授業をするのはふつうは「技術」の免許状をもつ教師であり、女生徒に「女子向き」の内容の授業をするのはふつうは「家庭」の免許状をもつ教師である。かくて、「技術・家庭」は一つの教科であると称されながら、その実質においては、男生徒の受ける「技術」科と女生徒の受ける「家庭」科とに分裂させられてしまったのである。

にもかかわらず、学習指導要領では明文上は男子向きの「技術」科と、女子向きの「家庭」科とに分けられてはいない。一つの教科の内容を「男子向き」と「女子向き」に分けているに過ぎないから、実質的には不可能なのであるが、男生徒が「女子向き」を学習したり、女生徒が「男子向き」を学習したりする例外があっても、文言に関する限りさしつかえないようになっている。「男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない」という教育基本法（第5条）の原則は侵されていないというつもりなのであろう。役人のずるがしこさというべきものである。

技術・家庭科の男女別コース分けは、各学年の目標と内容の相違として具体的に現われる。まず内容の面から検討してみよう。1958年の中学校学習指導要領によると、各コースの内容の区分とその授業時数の標準とは表に示される通りである。ちなみに、ひとつの教科の内容について分野別に授業時間数（の標準）を規定していたのは、小・中・高等学校の全教科を通じてこの技術・家庭科だけであったことを付言しておく⁶⁾。

表1からみると、設計・製図、加工学習、機械学習の一部が、男女共学となっているようにみえるが、時間数のちがいにみられるように、明らかに全体が男女にちがった教育が行なわれているのである。技術教育におけるすべての分野の共通の基礎となる製図教育で行なっている「設計・製図」を例にとれば男子で1、2年合わせて55時間の——もちろんそれなりの内容の授業を受けるの

表1 技術・家庭科の内容とその授業時数の標準（1958年）

| 男子向き | | | 女子向き | | | 計 | |
|----------------------------|----------------------------|------------|-------------|------------|------------|-----|-----|
| 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 男 | 女 |
| 設計・製図 25 | 設計・製図 30 | | 設計・製図 15 | | | 55 | 15 |
| 木材加工(40) 金属加工(20) 60 | 木材加工(25) 金属加工(30) 55 | | 家庭工作 10 | 家庭工作 10 | 家庭工作 10 | 115 | 30 |
| 栽培 20 | | | | | | 20 | |
| | 機械 20 | 機械 25 | 家庭機械 10 | 家庭機械 20 | 家庭機械 20 | 45 | 50 |
| | | 電気 45 | | | | 45 | |
| | | 総合実習 35 | | | | 35 | |
| | | | 調理 25 | 調理 30 | 調理 25 | | 80 |
| | | | 被服製作 45 | 被服製作 45 | 被服製作 40 | | 130 |
| | | | | | 保育 10 | | 10 |
| 105 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 | 305 | 305 |

にたいし、女子には1年に15時間の授業が行なわれるのみである。55時間と15時間とのちがいは、もちろん量的なちがいであるが、実はそれは男子はまがりなりにも基礎的な製図教育を受けるのにたいし、女子は「製図」なるものをチラッと眺める程度であって事実上は製図教育を受けずに等しい状態になっているというちがいに注目しなければならない。ほぼ同様のことは、加工学習が、男子には木材加工65時間、金属加工50時間が1、2学年にわたって課されるのにたいして、女子には「家庭工作」が毎学年10時間(1)計30時間しか課されないこと、男子には機械学習45時間と電気学習35時間が課されるのにたいして女子には「家庭機械」が50時間課されるのみであること、などについてもいえるわけである。以上のうちとくに男女差の著しいのは電気学習である。男子にはふつうなら45時間課されるが、もしこれに総合学習(電気、機械、農業のいずれか一つを選択する)が電気学習

として加えられるならば、男子はじつに80時間の電気学習が行なわれるのにたいし、女子の電気学習はほとんど全く行なわれないのである。もちろん、栽培学習20時間が男子にのみ課され、女子には全く課されないこともつけ加えておかななくてはならない。

このような、「男子は生産技術、女子は生活技術⁶⁾」という内容上のちがいは、69年の改訂によっても本質的には変わらない⁶⁾。新しい学習指導要領では、悪評高かった時間数の規定はなくなったが、男女別のちがいは依然として——いやいっそう強く現われている。学年別の各分野は表2のとおりである。

「男子向き」「女子向き」の差が1958年版(表1)と変わった点は、「女子向き」では製図学習と木材加工学習とが第1学年の「住居」の学習のなかにおしこめられてしまったこと——従来の「家庭工作」の圧縮、男子の機械学習に相当する「家庭機械」が2年におしこめられ

表2 技術・家庭科の内容(1969年改訂案)

| 男 子 向 き | | | 女 子 向 き | | |
|---------|---------|-----|---------|---------|---------|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 |
| 製 図 | | | 住 居 | | |
| 木 材 加 工 | 木 材 加 工 | | | | |
| 金 属 加 工 | 金 属 加 工 | | | | |
| | 機 械 | 機 械 | | 家 庭 機 械 | |
| | 電 気 | 電 気 | | | 家 庭 電 気 |
| | | 裁 培 | | | |
| | | | 被 服 | 被 服 | 被 服 |
| | | | 食 物 | 食 物 | 食 物 |
| | | | | | 保 育 |

(圧縮され)たこと、新たに女子向きの3年に電気学習が登場したがこの内容は男子向きの2年(!)の電気学習にほぼ等しいことなどである。概していえば、「女子向き」に「家庭電気」が登場したことをのぞくと、技術・家庭科の内容上の男女差はいっそう拡大されることになった。

以上にのべたことは、技術・家庭科の内容が「男子向き」「女子向き」ではどのようにちがっているかを技術教育の面からおおづかみにみたものである。これだけの検討だけでも、技術教育という点からみると中学校の技術・家庭科教育では、女子は男子にくらべると著しく程度の低い内容をごく僅かづつしか学習できないという点で、甚しい差別を受けているということが出来る。なお、家庭科教育という面からみた「男子向き」「女子向き」の内容上のちがいは、1958年版と1969年の改訂(案)に共通して、「男子向き」には被服製作(被服)、調理(食物)および保育の学習が全く欠けているという点である。男子が被服製作、調理および保育を学習しないことが女子から差別されているとかんたんにいえるかどうかには若干の問題があるように思われるので、のちに改めて検討しよう。

このように技術・家庭科の目標と内容を男女のコースに分けたことによって、どのような問題が生じているのか。この点については、コース分けに反対してこの教科を1年生から男女共学にするという意欲的な実践をはじめた1人の教師が、この実践をはじめるときに全職員の了解を得るために職員会議に配布したというプリントに盛り込まれた次の諸点(とくに第2点以下)が要を得ているので引用してこれを手がかりに検討してみよう。

本年度から、1年生を対象に技術家庭科の授業を、週3時間男女共学で実践したい。(引用者注--この教師は、将来は2年以上も共学にしたいと言っている。)

理由

- ①技術教育は、一般普通教育としての教科であり、特定の職業的技能を身につけるのが目標ではない。したがって、男子にだけ教えればよい、女子だから必要はないというものではない。同一内容を同一教室で学習させるべきである。
- ②男女が別内容(一部は同じだが)を学習していることによって、生徒たちに「男と女は違うものだ」という学習意識さえ植えつけてしまう。
- ③女子には、低次な技術教育しか施さないため、女子の自然科学的な学力(特に理・数)や応用力の低下を助長することになり、女子は家庭生活においてさえも極度に科学や技術に弱い全面的に発達しない人間をつくってしまうことになる。換言すれば、女子の学習権を暗黙のうちに否定するという、よくない結果をもたらしているわけである。
- ④別学にすることによって、男子だけ女子だけの不正常的雰囲気ができ、学習能率を低下させたり、学習してもしなくてもよい教科という印象さえ与えかねない。
- ⑤学級運営上からみて、技術・家庭科の教師は自分のクラス全体を対象とする授業さえもできない場合がある。このことは、学級担任としても、また生徒たちにとっても非常に不運であり不幸でもある。

ここで問題とされていることは、①中学校の技術教育は男女共に同一な内容が同一教室で課されるべきだとい

う一般的原則的な観点、②男女の教育内容に差があることが生徒に対して学習上男女があるのだという意識を植えつけてしまうという問題、③女子には程度の低い技術教育しか施さないことが、女子の自然科学や技術についての学習を著しく阻害し、女子を差別することになるという問題、④男女別学によって、共学であつたら期待されるであろう正常な学習の雰囲気なくなり、男女ともに学習意欲、学習能率を低下させるという問題、⑤男女別学になっているのでこの教科の担当教師（技術科の教師、家庭科の教師）は担任としての学級指導に著しい困難をきたすという問題、であり、いずれも正当なものである。

ことがらの本質を明らかにするために、ここに提出されている問題をもう少し整理してみると、(1) 技術・家庭科教育では内容上男女に差をもうけ、女子を差別しているからこれをなくさなければならないという問題(①、②)と(2) 男女別学が強要されるために学習上また生活指導あるいは学級経営のうえでさまざまな不正常で困難な問題を生み出している、男女共学を実施しなければならないという問題とに分けられる(①、④、⑤、もちろん②、③を加えることはできるが問題を整理するために区別しておく)。しいて縮めていけば、内容上の差別の問題と学習形態上の別学の問題ということになる。ことがらを“技術・家庭科の男女共学問題”というかたちで論ずる人はしばしばこの2つの問題を混同している(注)ために、ことがらの本質を見極めることを困難にしている。

(注) あとで詳しく論ずる機会があると思うが、岡邦雄氏の場合は、例外であつて、ポツのない「技術家庭科」なるものを構想してその実現をめざすと主張しておられるそうであるから——『技術・家庭科授業入門』2ページおよび213ページ、混同しているのではないことになる。ただしこのような同氏の主張は、その教科の内容をもっぱら技術教育として構想されているようであるから——同上書、211—216ページ——家庭科教育をどう考えておられるのかは全く不明であるという点で、内容的にも論理的にも著しく首尾一貫していない。

私は、問題の核心には、前者すなわち、技術・家庭科においては女生徒の受ける教育が技術教育としては男子より著しく低級なものであつたり、男生徒なら受けることのできる基礎的な技術教育を全く受けられないようになっていくという意味で、女子が男子と差別されていることにあると考えている。もういちどさきの引用文にかえると、この文章では「技術教育は」という書き出しで

はじめられ、男女差別の問題を技術教育の観点から論じられていることは全く正当なわけである。1969年1月の全国教研熊本集会の技術教育分科会に出席した唯一人の婦人教師正会員が「私たち婦人は戦前、高等女学校の教育で中学校で学んでいた男子よりも程度の低い教育しか受けられませんでした。私たちは2度とこの愚を繰り返して女子を差別することのないようにしたいのです」と発言していたことは印象的である。このような観点については、経済学者の田沼肇氏が「技術科と家庭科の性質を混同させている傾向にあるが、技術というものは社会的なものだが、家事労働は今日社会化されていないという点に問題があるのである。男女共通学習の問題も、たんなる男女同権のスローガンでは、かつてのブルーストッキングのように、有閑マダムの運動になってしまう。むしろ差別に対するたたかい、それを克服するためにどうするかという形で問題をだすべきであろう」という重要な発言をしていることに注目したい¹⁴。

いうまでもないことであるが、性のちがいを理由に学習指導要領が中学校における技術教育の面で男女に差が設けられているのは、そうすることによって事実として学力上に男女差をつくりだし、また子どもにも教師にも親にも男女に差があるのは当然なのだと思います。ところが、労働者階級を低賃金にしやりつけ、そのなかでも婦人をいちだんと低いところにおしとどめておく点で今日の支配階級にとって重要な関心事であるからこそ、政策的に強要しているからなのである。だからこそ「男女の差別を強制するものが(たんに)前近代的な封建的な思想によるものではなくて、性別差に名を借りた男女差別の強調はまさに資本そのものの要求であり、それを背景とした圧力であることを明らかにしたうえで、たとえ週1時間でもよいから一步一步(共通学習)をおしすすめることが技術教育を正しい軌道にのせる近道であること」が強調されてきたのである¹⁵。

基本的な問題なのでここに付け加えておくが、教育の内容の面からみて、中学校で行なう技術教育において女子を男子から差別する理由は全くない。

肉体的な能力の点からみて、また女性の特殊な母性の保護という観点から、労働基準法において婦人の労働にたいして重量制限等々の一定の制限が加わえられていることはよく知られているところである。ところで、労働基準法は、「女子年少者労働基準規則」において規則の名称が示すように、女子と満18才以下の年少者についてはほぼ同様の制限を加えている。中学生に労働基準法が適用されるのではないが、労働によって賃金をうるとい

う雇用関係にない中学生に同等ないしそれ以上の保護が加えられて当然である。もちろん中学生は18才以下であるから、もし女子には行なわせるべきでないというような作業があるとすれば、それは中学生のばあいには男子に行なわせてもいけないのだということになる。したがって、中学校では男子だけにできて女子には不適切だというような作業はありえないといってよい(以下次号)。

- (1) たとえば、拙稿「技術科教育の性格と目標」、『教育』1966年5月号、40～55ページ。
- (2) 村田昭治「技術家庭科の創造は現場から——全体会の報告を中心に」、『技術教育』1968年10月号、7ページ。
- (3) とくに、岡邦雄編『技術・家庭科授業入門』1966年212～214ページ、217ページの12行目から14行目まで。
- (4) 教育科学研究会編『教育科学入門』1967年、82ページ。
- (5) 産業教育研究連盟編『技術・家庭科教育の創造』1968年、239～241ページ。
- (6) ひとつの教科にあてられる総授業時数のなかで、いくつかの各分野に割り当てるべき授業時間数の割合が示されている教科はいくつかある。たとえば、1958年の中学校学習指導要領によればつぎの如くである。国語では「聞くこと、話すこと」の学習に各学年とも $\frac{1}{10}$ 以上、「書くことのうち、作文を主とする学習」に各学年とも $\frac{1}{10}$ 以上、「書写の学習」に第1学年の $\frac{2}{10}$ 程度(第2、3学年では適宜)を割り当てる。社会では、第1学年(地理的分野)のうち「日本の諸地域」および「世界の諸地域」にそれぞれ $\frac{1}{3}$ 程度をあて、第2学年(歴史的分野)では「日本史と世界史との内容の比率」をおよそ7:3くらいにするとされている。理科では第1分野と第2分野の時間数を均等にするという指示だけで細目についての時間数指定はない。美術と保健体育だけは比較的詳細に、時間数の割合が示されている。美術はつぎのとおり。

| | A 表現 | | B 鑑賞 |
|---|------------|--------------------|------|
| | 印象や構造などの表現 | 色や形などの基礎練習・美術的デザイン | |
| 1 | 50% | 45% | 5% |
| 2 | 45% | 45% | 10% |
| 3 | 40% | 40% | 20% |

保健体育のばあいには、保健と体育の時間数(男女共通)と、体育のなかの領域別の比率が男女別(各学年共通)がつぎのように示されている。

| 分野 | 学年 | | |
|-----|-----|-----|-----|
| | 1 | 2 | 3 |
| 体 育 | 105 | 70 | 70 |
| 保 健 | | 35 | 35 |
| 計 | 105 | 105 | 105 |

| 領 域 | 男女別 | |
|----------|--------|--------|
| | 男 子 | 女 子 |
| 徒 手 体 操 | 5～10% | 5～10% |
| 器 械 運 動 | 15～20% | 10～15% |
| 陸 上 競 技 | 15～20% | 10～15% |
| 格 技 | 5～10% | — |
| 球 技 | 30～40% | 25～35% |
| 水 泳 | 5～10% | 5～10% |
| ダ ン ス | — | 20～25% |
| 体育に関する知識 | 5～10% | 5～10% |

このほか、選択科目の家庭科のなかに、『住居・家庭経営』の授業時数は17単位時間を標準とする」という規定がみられるが、これが中学校では技術・家庭科の時間数規定に似た唯一の例であろう。

- (7) 私は中学1年生に、技術的な意味での「設計」を学習させることは不可能に近いことだと思っている。文部省の役人のつもりでは、学習の展開過程におけるいわゆる「構案設計」の段階というのが「設計」に相当するものらしい。私たちは、かねてから中学生に材料力学にもとづく考察をふくむほんとうの意味での設計を課することに疑問のあることおよび「構案設計」という概念が非科学的なことを主張してきた——たとえば、原正敏・佐々木享『技術教育と災害問題』1966年69～71ページ参照。文部省の役人も最近になってようやくこの不合理性に気づいたのである。69年の改訂では分野名としての「設計」という文字が消え、学習段階としての「構案設計」というコトバも消えた——コトバがなくなったにすぎないのであって本質的に是正されているわけではない。本文では、以上のことを考慮に入れながらも、いちおう学習指導要領のコトバにしたがっておく。
- (8) 58年の改訂にさいしての文部省の伊古田昇二教科書調査官のことは、細谷俊夫編『中学校技術・家庭科の新教育課程』1958年、23ページ。ところが鈴木寿雄氏は「教育の現場においては、これまで現行の統括的目標の解釈をめぐって、「男子向き」では生産技術の習得を、「女子向き」では生活技術の習得をねらうものとする2次元的なとらえ方もみられた」といって、あたかも現場の教師たちがかってに解放したかのようにいっている。『産業教育』1969年2月号、22ページ。
- (9) 69年の改訂により、教科の「目標」から、機械技術や電気技術を意味するといわれていた(伊古田氏による前掲注、18ページ、25～26ページ)「近代技術」ということばが消え、「生活に必要な技術」のみに統一された。目標のこのような変化にもかかわらず、内容に大きなちがいがあつたわけではない。
- (10) 長沼 実「技術科の男女共学と教材」、『技術教育研究会会報』第55号、1969年1月、5ページ。
- (11) 日本教職員組合編『日本の教育・第14集』1965年、185ページ。
- (12) 同上編『日本の教育・第15集』1966年、182ページ。